

新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務

提案書類作成要領

平成30年4月26日

市立伊勢総合病院

1. 提出書類の構成及び提出部数

新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務（以下「本業務」という。）に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に必要な資料として、次の書類を提出すること。

本プロポーザルにおける提案書類は、下表のとおりとする。

提出する資料の種類

	提出書類等	提出部数
1	様式4 新市立伊勢総合病院病理検査システム要求仕様書（択一式回答）	9部（正本1・副本8）
2	様式5 新市立伊勢総合病院病理検査システム要求仕様書（記述式回答）	9部（正本1・副本8）
3	様式6 納入予定ハードウェア一覧表	9部（正本1・副本8）
4	様式7 納入予定ソフトウェア一覧表	9部（正本1・副本8）
5	様式8 価格見積書	2部（正本1・副本1）
6	様式9 見積内訳書	2部（正本1・副本1）
7	自由様式 その他資料一覧	2部（正本1・副本1）
8	上記1から7までの内容を電子データで保存したCD-ROM ※上記1及び6については、Microsoft Excel ファイルの電子データを保管すること。	2枚

※ 電子データの提出にあたっては、以下のソフトウェアで閲覧可能となるよう留意すること。

- ・Microsoft Excel 2010 以降のバージョン
- ・Microsoft Word 2010 以降のバージョン
- ・Microsoft PowerPoint 2010 以降のバージョン

なお、上記以外のソフトウェア形式により提出する場合は、事前に当院担当者と協議し了承を得ること。

2 一般的な留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいては、本プロポーザルの参加者から提出された資料に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、資料の作成にあたっては、提案内容を評価しやすいように具体的に記述すること。
- (2) 資料の記載において、市立伊勢総合病院（以下「当院」という。）の要求するシステム仕様（別紙「新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務仕様書」等、本選定にかかる全ての書類（以下「仕様書」という。）が対象。）を実現する上での機能が洩れた場合、評価が大幅に低くなることがあるので、当院の要求を実現できるシステムを余すことなく記載すること。カタログだけの提案や実現不可能なシステムについては、評価が低くなるので注意すること。
- (3) 本プロポーザルにおける仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、当院の判断で契約候補者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。いくつかの方式を挙げた場合には、全て提案者が実現を約束したものとみなす。
- (4) 仕様書に記載しているもの以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行うこと。
- (5) 提案見積以外の別途費用を必要とするものは評価対象外であるので、企画提案書には記載しないこと。（記述式回答方式の「提案費用外での提案」項目の部分を除く。）
- (6) 提案した方法だけでシステムを実現できなければ、追加の方法やソフトの設計開発は提案者の負担で行うこととなる。
- (7) 本プロポーザルにおいて後年度のシステム運用保守業務は今回の業務範囲外であるが、業務範囲外の業務であっても、提案価格の範囲内で当院の業務要件が満たされることが前提となる。提案者はその点を十分理解したうえで、提案書作成と見積もりをすること。（保守契約は予算の範囲内において別途契約予定。）

3 提案書類作成上の留意事項（共通事項）

- (1) 全ての資料の様式は、A4 とすること（図面などは除く）。また、日本語表記とすること。
- (2) 正本は袋綴じし、社名を表紙に記載した上、当院の業者登録に使用した印鑑を押印すること。提案者の担当部門及び責任者名、電話番号並びに E-mail アドレスを明示すること。
- (3) 副本は押印及び袋綴じは不要とする。
- (4) 正本を PDF 形式または Microsoft Office 形式にて、電子データ化したものを、CD-R にて提出すること。

4 要求仕様書の作成

(1) 択一式回答方式の作成

①要求仕様に対する実現度を評価するため、各要求仕様に対する実現可否を回答欄及び備考欄に記入すること。様式4「新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム要求仕様書（択一式回答）」の回答欄に、下表の回答内容から該当するものを1つ選択して、その記号（A、B、C、D、Eのいずれか）を記入すること。また、備考欄には、以下の指示に基づき、必要事項を記入すること。

記号	要求に対する対応区分	回答内容（対応方法）	配点割合
A	標準機能	提案システムにおいて標準的に実装済みのもの（パッケージ対応）	5
B	オプションの追加で対応	稼働実績のあるプログラムを追加、あるいはオプションの機能を有効化することで、要求する機能を実現するもの	5
C	オプションの新規作成(カスタマイズ)で対応	新規にプログラムを開発・作成することにより、要求する機能を実現するもの	3
D	一部対応可能	要求仕様通りではないが、一部対応可能。 (対応可能な部分は見積範囲に含む)	2
E	満たすことができない。	本業務において提案するシステムには実装されない。	0

②回答にA、B、C、Dと回答された項目はすべて本業務の見積金額の範囲内で実現するものとする。

③回答 A 及び B については、技術回答書の備考欄に実際に機能を実装した医療機関名を記載し、実現性を明確に示すこと。

④審査の必要に応じて、記載された事項に対して、当院から記載内容について、確認することがある。

⑤前記④の確認によって、事実と異なる回答であることが判明したときは、選定委員会で協議のうえ、当該要求仕様の回答内容を変更することがある。

⑥一つの項目の要求仕様に対し、2つ以上の回答を選択し記載した場合は、当該要求仕様項目の回答を無効とし、回答 E とする。

⑦必須項目として設定した要求仕様について、A、B、C以外の回答をした者は失格とする。

⑧一つの要求仕様の中で、一部カスタマイズ等により要件を満たせる場合はD回答とすること。ただし、この場合のカスタマイズ費用は本業務の契約金額の範囲内で実現するものとする。備考欄に実現内容を記載すること。

⑨択一式回答方式の提出様式については以下のとおりとする。

(ア) 当院は提供する様式4「新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム要求仕様書(択一式回答)」を使用し、次の通り調製すること。(Excelファイルにて提供する。)

(イ) 用紙は、A4横版、横書き、上綴じとし、両面印刷とする。

(ウ) 各要求項目における行の幅(高さ)は変更可能とするが、1項目あたりの最大幅は1ページ以内を限度とする。行や列の追加挿入は行わないこと。

(エ) 提出する要求仕様書(択一式回答)の表紙には、会社名を記入し伊勢市または当院の業者登録に使用した印鑑を押印し正本として1部作成する。残りの8部は表紙に会社名を記入し押印をせずに副本とすること。

⑩択一式回答方式の添付資料は以下のとおりとする。

(ア) 様式4の添付資料として、プロポーザル参加者が提案する各システムの標準機能仕様書を添付すること。なお、添付した標準機能仕様書に記載された機能については、様式4の回答に関係なくシステム稼働時に実装されるものとする。また、提出部数については、要求仕様書(択一式回答)に準じ、要求仕様書(択一式回答)と添付資料は別綴じでもかまわない。

⑪留意事項

(ア) 備考欄には必要事項を簡潔に記入すること。また、ITスキルに長けている者でなくても審査が可能であるように、可能な限り平易な言葉を用いること。

(イ) ITに関する専門用語を用いざるを得ない箇所がある場合には、同用語の直後に説明書きをカッコ書きするか、または、同用語の説明を「技術回答書(択一式回答方式)付録」として添付すること。

(ウ) 文字は、注記等を除き原則として11ポイント以上の大きさとする。

(エ) 本文の各ページにはページ番号を表示すること。

(オ) 多色刷りは可とするが、評価等のためにモノクロ複写・印刷する場合でも見易くなるように配慮すること。

(カ) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 記述式回答方式の作成

- ①記述式回答方式については、要求仕様に対するプロポーザル参加者の対応・要求仕様の実現方法について、その信頼性及び現実性等を評価する。
- ②回答内容については、見積価格の範囲内で確実に実現でき、かつ安定的な稼働を確保できる現実的な方法について、具体的な手法や条件、実例や他方式との比較等を含めてわかり易く簡潔明瞭に記述すること。
- ③記述式回答方式に記載された内容については、すべて本業務の見積金額の範囲内で実現するものとする。
- ④回答内容を実現する上での条件等の記述が欠落している場合、及びカタログだけの提案や客観的に見て実現が困難であると判断した場合、あるいは当院の提示した仕様書の全面コピー及び「仕様書のとおり」等の記述は避けること。このような提案は低い評価とする。
- ⑤いくつかの方式を回答した場合には、すべて実現を約束したものとみなす。
- ⑥「要求仕様書（記述式回答）の記載依頼事項」の目次に従い、全ての項目について記載の順番に言及すること。
- ⑦当院は、本業務ならびにシステム運用保守業務の全部もしくはその主たる部分を一括して第三者に委託することを認めない。再委託に当たっては、別途当院の承認を要する。他の者に再委託を予定している場合は、再委託予定者について、その関係性や指揮管理等を含め詳細に記載すること。なお、再委託予定者を記載したとしても、当院がこれを承認することを保証するものではない。
- ⑧提出する様式は以下のとおりとする。
 - (ア) 様式5「新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム要求仕様書（記述式回答）」を使用し、次の通り調製すること。
 - (イ) 用紙は、A4 縦版、横書き、左横綴じとし、カラー両面印刷とする。
 - (ウ) 各回答項目の冒頭には「要求仕様書（記述式回答）の記載依頼事項」に記載の番号及び項目名を記載すること。
 - (エ) 回答文の長さにあわせて、行数を調整してもよい。ただし、要求仕様に対する回答は、1項目につき3ページ以内とすること。また、各項目の並び順は変更しないこと。
 - (オ) 提出する要求仕様書（記述式回答）には、表紙に会社名（代理店が参加する場合は、代理店名）を記入し、伊勢市または当院の業者登録に使用した印鑑を押印し正本として1部作成する。残りの8部は表紙に会社名を記入し押印をせずに副本とすること。
 - (カ) 表紙の次のページに目次を作成すること。

⑨留意事項は以下のとおりとする。

(ア) IT スキルに長けている者でなくても審査が可能であるように、可能な限り平易な言葉を用いること。

(イ) IT に関する専門用語を用いざるを得ない箇所がある場合には、同用語の直後に説明書きをカッコ書きするか、または、同用語の説明を「要求仕様書（記述式回答）付録」として添付すること。

(ウ) 文書を補完するためのイメージ図、イラスト、グラフ等の使用は可能とする。

(エ) 文字は、注記等を除き原則として 11 ポイント以上の大きさとし、本文の各ページにはページ番号を表示すること。

(オ) 多色刷りは可とするが、評価等のためにモノクロ複写・印刷する場合でも見易くなるように配慮すること。

(カ) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

4 納入予定一覧表の作成

(1) 納入予定ハードウェア一覧表の作成

①本調達に含まれるシステムを構成する予定のすべてのハードウェア（サーバ及びその他機器）について、仕様書に記載するハードウェア基本要件を勘案し、これらの一般名、商品名、メーカー名、型式、数量、機能・性能等を記入すること。

②様式 6 「納入予定ハードウェア一覧表」に記入したハードウェアについて、システム納入時までにメーカーによるモデルチェンジ等があった場合は、当院と協議の上、様式 6 に記入した性能と同等又はそれ以上の機能・性能を有するものと変更することができるものとする。

③様式は以下のとおりとする。

(ア) 様式 6 「納入予定ハードウェア一覧表」を使用し、次の通り調製すること。

(イ) 用紙は A4 横版、横書き、上綴じとし、両面印刷とする。

(ウ) 提出する納入予定ハードウェア一覧表には表紙に会社名を記入し、価格見積書に使用した印鑑を押印し正本として 1 部作成する。残りの 8 部は表紙に会社名を記入し及び押印をせずに副本とすること。

(エ) 表紙の次のページに目次を作成すること。

④留意事項

(ア) IT スキルに長けている者でなくても審査が可能であるように、可能な限り平易な言葉を用いること。

(イ) IT に関する専門用語を用いざるを得ない箇所がある場合には、同用語の直後に説明書きをカッコ書きするか、または、同用語の説明を「納入予定ハードウェア一覧表付録」として添付すること。

- (ウ) 文字は、注記等を除き原則として 11 ポイント以上の大きさとする。
- (エ) 本文の各ページにはページ番号を表示すること。
- (オ) 多色刷りは可とするが、評価等のためにモノクロ複写・印刷する場合でも見易くなるように配慮すること。
- (カ) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 納入予定ソフトウェア一覧表の作成

①本調達に含まれるシステムを構成する予定のすべてのソフトウェアについて、仕様書に記載するソフトウェア要件を勘案し、これらの一般名及び商品名、メーカー名、ライセンス数、機能等を記入すること。

②様式 7 「納入予定ソフトウェア一覧表」に記入したソフトウェアについて、システム納入時までメーカーによるモデルチェンジ等があった場合は、当院と協議の上、様式 7 に記入した性能と同等又はそれ以上の機能を有するものと変更することができるものとする。

③様式は以下のとおりとする。

(ア) 様式 7 「納入予定ソフトウェア一覧表」を使用し、次の通り調製すること。

(イ) 用紙は A4 横版、横書き、上綴じとし、両面印刷とする。

(ウ) 提出する納入予定ソフトウェア一覧表には表紙に会社名を記入し、価格見積書に使用した印鑑を押印し正本として 1 部作成する。残りの 8 部は表紙に会社名を記入し押印をせずに副本とすること。

(エ) 表紙の次のページに目次を作成すること。

④留意事項

(ア) IT スキルに長けている者でなくても審査が可能であるように、可能な限り平易な言葉を用いること。

(イ) IT に関する専門用語を用いざるを得ない箇所がある場合には、同用語の直後に説明書きをカッコ書きするか、または、同用語の説明を「納入予定ソフトウェア一覧表付録」として添付すること。

(ウ) 文字は、注記等を除き原則として 11 ポイント以上の大きさとする。

(エ) 本文の各ページにはページ番号を表示すること。

(オ) 多色刷りは可とするが、評価等のためにモノクロ複写・印刷する場合でも見易くなるように配慮すること。

(カ) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

5 価格見積書の作成

- (1) 表題は、「新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務 提案見積書」とすること。
- (2) 提案見積書は、企画提案書とは別に作成すること。
- (3) 価格見積書は、当院の定める様式（様式8）に従い、本業務の履行に係るすべての費用を記入すること。
- (4) 価格見積書に記入する金額は、算用数字、単位は円とし、消費税及び地方消費税を除いた金額で表記すること。
- (5) 価格見積書は、伊勢市または当院の業者登録に使用した印鑑を押印すること。
- (6) ハードウェア、ソフトウェア等の物品調達費用については、購入価格による見積りとする。
- (7) システム運用保守業務に係る費用については、平成31年4月1日から平成38年3月31日までを前提とした見積もりとする。
- (8) 次期システム更新に伴うデータ移行費用については、平成37年度末（平成38年3月31日）にデータ移行を行うことを前提とした見積もりとする。なお、データ移行業務の詳細については、仕様2「新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務仕様書」内、12. 次期システム更新に伴う業務引継ぎに記載されているとおりとする。
- (9) 以下の要件に基づき見積内訳書を作成すること。
 - ①様式9「見積内訳書」に本業務に係る、見積もりの詳細を記入すること。
 - ②見積内訳書は、見積もりした金額の積算根拠が分かるように記載すること。
 - ③運用・保守の仕様の範囲は、「新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務仕様書」に係る事項とする。運用・保守費用は、これらの要求仕様を満たすための費用のすべてとする。
 - ④運用・保守の見積期間は、(7)記載のとおりとし、7年間の総費用を算出し、様式9「見積内訳書」に記入すること。
 - ⑤様式9「見積内訳書」のその他の項目への記入が必要な場合には、適宜、行を追加すること。また、その他の欄に計上する項目を明記した上で、金額を記入すること。なお、「その他」という名目は使用しないこと。
 - ⑥価格見積書あるいは見積内訳書において記載ミスがあった場合の判断は、当院が行うものとする。例えば、ハードウェアやソフトウェア等の記載漏れや不備があった場合にも、見積金額の中で調達仕様書の要件を満たす機器の納入や業務が、実施されるものとして提案したとみなす。
 - ⑦価格見積書、見積内訳書、CD-R（見積関連電子データ）を一つの封筒に、封入・封緘のうえ提出すること。封筒には、表題及び社名を記述すること。なお、封筒にサイズ等の規定はない。

6 その他

(1) 無効となる提案書類

- ①プロポーザル実施要領で指定する提案書類の提出期限、提出先、提出方法を遵守していないもの。
- ②本提案書類作成要領及び様式集に定める内容に適合しないもの。
- ③記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④記入すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 提案書等の取り扱い

- ①提出された提案書類は、提案書類の評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ②提出された提案書類は、公正性、透明性を期すために、「伊勢市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- ③提出された提案書類は、提案書類の評価を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- ④提案書類の提出後、当院の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ⑤提出された提案書類は返却しないものとする。

(3) その他

- ①提案書類に記入した配置予定の技術者等は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができないものとする。
- ②提案書類に選択しうる複数の内容を挙げた場合には、そのいずれの回答内容についても、参加者が見積価格の中で実現できるものとみなす。
- ③提案書類の内容について、2通り以上に解釈できる場合は、当院にとって有利な解釈によるものとする。（択一式回答方式においては無効評価となる。）
- ④本プロポーザルにおいて当院が提示した資料は、当院の了解なく公表し、若しくは使用してはならない。
- ⑤提案書類の提出は、1者につき1案のみとする。
- ⑥提案書類作成要領及び様式集の1の提出書類に記載された内容が、特許権などに基づいて保護される第三者の権利の対象となっており、当院がそれを使用したことで生じた責任は参加者が負うこと。
- ⑦その他資料
(ア) 表題は、「新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務の提案に係るその他資料」とすること。

- (イ) その他資料一覧を作成し、一体として提出すること。
- (ウ) 作成部数は、正本1部、副本1部とする。
- (エ) パンフレット等は直接評価の対象とはならないが、提案内容を評価するにあたって参考とするので、提案に関わるソフトウェア、ハードウェア等の製品諸元がわかる資料を提出すること。

以上